

7 本校生徒としての生活について

(1) 服装・頭髪について

常に本校生徒としての自覚と誇りと品位を保持するために、服装・頭髪等について質素・清潔・端正であることを心がけてください。

服 装 ・ 頭 髪 規 定 抜 粋			
項 目	男 子	女 子	
1. 制 服	上 着	本校指定学生服。詰襟立カラー（ラウンドカラー可）。襟章は校章を付けてください。 （中学校で着用していたものでもよい）	本校指定のセーラー服（本校規定の寸法、購入時に本校指定のマークを付ける）、ネクタイ通しにネクタイを通して学年章で止めてください。
	ズ ボ ン ス カ ー ト	本校指定学生服、校章刺繍入り （中学校で着用していたものでもよい）	本校指定のスカート（スカート丈は、膝頭が隠れる長さ、28の車ひだ）
2. カ ッ タ ー シ ャ ッ	本校指定（胸ポケットに学年別校章のついたもの）		
3. 防 寒 着	間 着	襟もとから見えないもの（ハイネック・フード付き等は不可）	
	セ ー タ ー カ ー デ ィ ガ ン	型はV襟型、色は華美でないもの	本校指定の紺地カーディガン（購入は自由）、制服の上に防寒着、合い服（着用期間は別途指示する）として着用してよい。（入学・卒業式等の行事では特別に指示のない限り、着用しないでください。）
	マ フ ラ ー	華美でないもの	
	手 袋	華美でないもの、紐などで首に吊らないでください。	
	タ イ ツ		黒色もしくは肌色
着 用 期 間	原則として、12月より3月下旬とするが、学校より指示します。		
4. 靴 下	ソ ッ ク ス	男女とも白色で、ワンポイント入りのものでもよい。また、長さは下腿部の中程までのものとします（ハイソックス・ルーズソックス等は禁止） 黒色タイツ着用時は黒色ソックスの着用可。	
5. 頭 髪	禁 止 髪 型 加 工	①パーマ類 ②脱色 ③染色、その他の加工 ④一部分だけが極端に長い短い	
	長 さ	男子は、襟や耳に極端にかからないようにしてください。 女子は、長い場合はゴムでくくってください。	
	髪 止 め	華美でないもの	
	そ の 他 の 禁 止 事 項	剃り込み、眉剃り等、整髪料の使用	

6. 靴	通 学 靴	本校指定の通学靴
	補 助 靴	華美でないものを使用してください。
7. シューズ	通 学 用	どの方向から見ても白を基調としたもの（男・女）、又は黒色のローファー（女子のみ）
	体育館シューズ	本校指定の体育館シューズ（学年別色ライン入り）
8. 上履き		本校指定の上履き（学年カラー別）
9. その他の禁止事項		ピアス、マニキュア
		化粧やアクセサリーに類するもの
10. 雨具		自転車通学生徒は本校推薦のカッパ、または華美でない市販のカッパを準備して着用してください。
備 考		① 異装の必要性が生じた場合は、生徒指導部に届け出て許可を得てください。

※服装や頭髪についての規定詳細は、生徒手帳を参照してください。

(2) 携行品について

- ① 学習活動に不必要な物の持ち込みを禁止します。
- ② スマートフォン・携帯電話は持ち込んでもよいが、校内では電源を切り、靴の中に入れてください。（校内使用禁止。ただし授業等で教師の指示があった場合は使用可）

(3) 食堂及び自動販売機の利用について

- ① 利用時間は、昼食時と放課後。
- ② 飲食は食堂及びその付近で行い、校舎内にジュース等を持ち込まないでください。
- ③ 生徒相互が気持ちよく利用できるよう、利用マナー（態度・後片づけ、ゴミの処理等）に気を付けてください。

8 通学について

(1) 自転車通学

自転車通学を希望する生徒は、必ず次の点について整備、点検しておいてください。不備の場合は許可できない。なお、兵庫県では平成27年10月1日より、自転車を利用する場合、保険への加入が義務づけられています。

ア 整備・点検等について

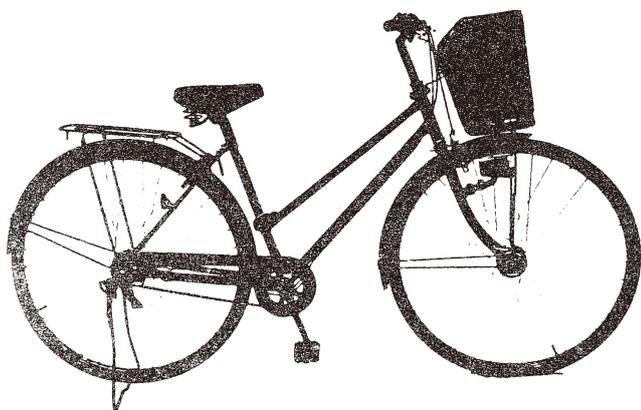
- (ア) 常に整備・点検し、安全性が高く、質素なものであること。
- (イ) 防犯登録をしているものであること。
- (ウ) 灯火の整備をしておくこと。
- (エ) ブレーキは常に点検整備しておくこと。
- (オ) 安全な反射器材（リフレクター）を側面・スポークに取付けておくこと。

イ 車種について

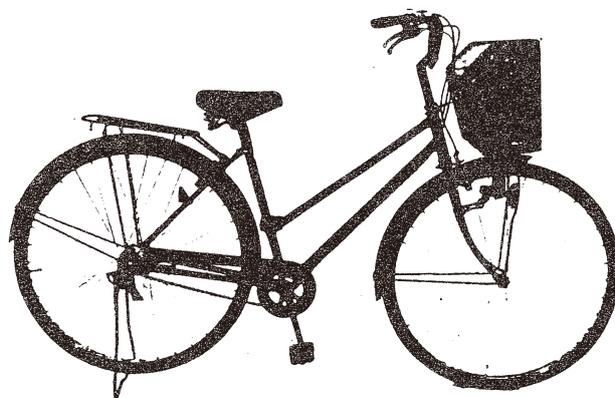
- (ア) 直立型スタンドであること。
- (イ) ミニ自転車（タイヤ24インチ未満）マウンテンバイク、電動アシスト自転車は禁止する。
- (ウ) ハンドルは、セミアップハンドルかオールランダーバーであること。（極端なアップ、ドロップハンドル・棒ハンドル・カモメハンドルは禁止する）
- (エ) 後部に荷台を装着してあること。
- (オ) 自転車の色は異様な模様のものやシールを貼ったものは禁止する。

ウ 雨天時は、男女とも必ず雨ガッパを着用すること。

エ 通学用自転車見本



オールランダーバーハンドル
直立スタンド



セミアップハンドル
直立スタンド

オ 自転車事故による賠償を可能とする保険、または、保障制度への加入をしておくこと。

カ 交通ルール・マナーを守ること。

(ア) 学校周辺の通学路を守ること。

(イ) 2人乗り、並列走行、無灯火、携帯電話やイヤホン等を使用しながらの運転、傘さし運転は禁止。

(ウ) 自転車の整備を充分にすること。※警音機、ブレーキ、夜間反射鏡（テープ）、前照灯等。

(エ) 信号機のある交差点、又は信号機のない広い交差点の右折方法は二段階右折を厳守すること。

(2) バス、電車通学

公共の交通機関を利用する生徒は、車内では入口に止まらないで順序よく中の方につめ、騒がないよう留意し、高齢者・子どもには席を譲るよう心がける。又、携帯電話の使用は控えること。

(3) 徒歩通学

歩行者は次のことを守ること。

ア 道路の右側を2列までとすること。

イ 道路の横断は正しく安全に行うこと。

(ア) 横断歩道の近くでは必ず横断歩道を渡ること。

(イ) 斜めの横断は禁止。直角に横断すること。

(ウ) 車の直前、直後の横断は禁止すること。

ウ 踏切は一時停止、安全確認。列車通過後も反対方向の列車に注意すること。